

入構制限はやめよ

東教大学生の訴え通る

東京地裁

終審問題に類を添し、控訴再開をめぐって紛争の絶つていない東京教育大学文学部で、入構制限を訴えられた学生十九人が高等裁判官長代行を相手取り「入構制限を廃止し、出外の入構を制限した大学当局の措置は教育を受ける権利を保障した憲法二六条に違反する」と訴えた「入構不許可処分取消請求」について、東京地裁民事第三部判事藤田隆は十一日夜、この訴えをほぼ認めて「学生が授業を受け、入構する権利を保障し、これを禁止してはならない」との決定を下した。

この決定で、藤田判事は「入構制限」が存続する限り、申訴人（学生側）は卒業または進級に必要科目の履修が不可能となるから、回復困難な損害をこうむるおそれがある。したがって大学当局の処分を緊急に停止する必要がある」と述べた。

決定は一人を除く十八人に対して出されたものだが、学生側弁護団は「この決定は行政事件訴訟法三三条（取消判決等の効力）の規定により、他の入構証を持たない学生約九十人にも適用される。したがって受講を拒絶する学生は全員文部省教授会が自主的に行なうべき「出外出来る」と判断している」と訴えている。

これに対し、大学当局は、決定の取り消しを求め、東京地裁に即時抗告する旨を言っているが、既に大学側の抗告が認められるとしても、それまでは日数がかかるといって、当面は地裁決定が有効となり、十三日から再開される正規の授業では署名名簿で出席する学生がなくなる恐れも懸念される。

10/12朝日

東教大の入構

大学側の制限行過ぎ

東京地裁「進学困難のおそれ」

さる四日、自らの学内入構について二審を争ひし藤田判決を不服とした学生側は、この決定は学生の正当な権利であるとして、東京地裁に訴えられた。この訴えは、東京地裁民事第三部判事藤田隆は十一日夜、この訴えをほぼ認めて「学生が授業を受け、入構する権利を保障し、これを禁止してはならない」との決定を下した。

高裁に即時抗告

大法院に控訴するも、一審に即時抗告するとともに、十二日、東京地裁に訴えられた。この訴えは、東京地裁民事第三部判事藤田隆は十一日夜、この訴えをほぼ認めて「学生が授業を受け、入構する権利を保障し、これを禁止してはならない」との決定を下した。

13日授業再開微妙に

取材ノ山ト

東京教育大学文学部では教授会が検閲体制下の授業に反対、大学当局と対立していたが、大学法適用二年満期を迎えるのタイミングで、

リミットが迫るにつれ、授業再開に踏み切るざるを得なくなった。このため学生と話し合いのうえ、

九月十六日、学内での授業再開を認め、大学当局は入構証のないうちの学生が学内立ち入りは許さぬとして機動隊を導入し、これを阻止した。

入構証を所持する者のみ学内立ち入り、大学当局と協議を続けた。しかし、大学側はあきらめず、機動隊、教授会の検閲体制の撤廃などを求め、そのうえ、執行部は四日、授業以外で入構する場合は大幅に制限する旨を出した。この措置で文部省が学生側、独自の授業を行なうことは完全に不可能となった。

文学部生の入構認めよ

東京地裁 東教大処分取消請求で

東京地裁民事第三部（判事藤田隆）は十一日夜八時、東京教育大学文学部学生が申請していた「入構不許可処分取り消し請求」を認める決定を下した。

大学当局は同日、入構証を持たない学生について午後三時から四時までの間、入構証を交付した。藤田判事は「この決定は行政事件訴訟法三三条（取消判決等の効力）の規定により、他の入構証を持たない学生約九十人にも適用される。したがって受講を拒絶する学生は全員文部省教授会が自主的に行なうべき「出外出来る」と判断している」と訴えている。

これに対し、大学当局は、決定の取り消しを求め、東京地裁に即時抗告する旨を言っているが、既に大学側の抗告が認められるとしても、それまでは日数がかかるといって、当面は地裁決定が有効となり、十三日から再開される正規の授業では署名名簿で出席する学生がなくなる恐れも懸念される。

10/12産経

10/12日本経済

13日授業再開

東教大文学部

紛争に終止符を打った東京教育大学文学部の授業計画を検討している。同日、東京地裁民事第三部判事藤田隆は十一日夜、この訴えをほぼ認めて「学生が授業を受け、入構する権利を保障し、これを禁止してはならない」との決定を下した。

10/1011241

大法院に控訴するも、一審に即時抗告するとともに、十二日、東京地裁に訴えられた。この訴えは、東京地裁民事第三部判事藤田隆は十一日夜、この訴えをほぼ認めて「学生が授業を受け、入構する権利を保障し、これを禁止してはならない」との決定を下した。